

防犯カメラの適正な設置および運用に関する条例（案）

防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、条例を制定しようとするものです。

1 本市の治安状況

鈴鹿市内で発生する犯罪（刑法犯認知件数）は、平成14年の6,120件をピークとして年々減少しており、平成27年は2,453件となりました。

しかし、市内の犯罪発生率（人口1千人あたりの認知件数）は、県内で2番目に高い数値となっており、治安状況の改善を図る必要があります。

2 防犯カメラの効果

防犯カメラを設置することによって、次の4つの効果が期待できます。

(1) 犯罪の抑止

犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植え付け、犯行を思いとどまらせることができます。

(2) 安心感の醸成

その場所を利用する人々や地域の住民に安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和することができます。

(3) 事件及び事故の解決

事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりになることがあります。

(4) 環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け、つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境の整備につながります。

3 条例案の主な内容

(1) 目的

防犯カメラの設置及び運用について設置者等の遵守する義務等を定めて市民等の権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすること。

(2) 基本原則

防犯カメラを設置し、運用するものは、市民等がみだりに撮影されない自由を有することを踏まえて、防犯カメラの設置、運用及び画像データの取扱いについて、適切な措置を講じること。

(3) 設置運用基準の届出

市や自治会等が、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、「設置運用基準」を定めて市長に届け出ること。

(4) 管理責任者の設置等

防犯カメラを設置しようとするものは、管理責任者を置き、防犯カメラを適正に管理する体制を執るとともに、管理責任者及び取扱者は、設置運用基準を遵守すること。

(5) 防犯カメラの表示

防犯カメラを設置したものは、防犯カメラを設置していること等を表示すること。

(6) 画像データの適正な取扱い

防犯カメラにより記録した画像データ等の第三者への提供の禁止や適正な管理を講じること、本人による開示請求への開示に努めること。

(7) 意見等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置、運用及び画像データの取扱いについて意見等があったときは、速やかに対応しなければならないこと。

(8) 報告、勧告及び公表

市長は、設置者等に対して防犯カメラの設置、運用及び画像データの取扱いの状況について報告を求めることができること、適正な取扱いがされていないと認めるときは是正のための勧告ができること、勧告に従わない場合に事実の公表ができること。

(9) その他

市の防犯カメラの画像データの取扱いに関するもののほか、必要事項について規則へ委任できること。